

## ⇨ 平成15年度の中小企業向け減税案

**Q** : 今年度の税制改正案では、中小企業向けの減税策が盛り込まれているようですが、どのような内容ですか。

**A** : 30万円未満の減価償却資産の全額損金算入、留保金課税の不適用、交際費等の損金算入枠の拡大などが盛り込まれています。

### 【解説】

平成15年度税制改正案は現在審議中ですが、中小企業向けの減税策として、次のような項目が検討されています。

#### (1) 少額減価償却資産の損金算入

中小企業者等が平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した30万円未満の減価償却資産については、取得価額全額の損金算入を認める。

#### (2) 同族会社の留保金課税の適用停止

自己資本比率が50%以下で、資本金1億円以下の中小法人については、留保金課税を適用しない（平成15年4月1日以後に開始する事業年度から）。

#### (3) 交際費等の損金算入枠の拡大

資本金1億円以下の中小法人について、支出交際費等の額のうち400万円に達するまでの金額の90%まで、損金算入を認める（平成15年4月1日以後に開始する事業年度から）。

#### (4) 研究開発・投資促進税制の拡充

試験研究費の支出総額に対する税額控除制度の新設、IT関連設備等を取得等した場合の税額控除又は特別償却制度の新設、その他の投資減税を実施する。

